

この制度は、中央区における社会教育関係団体の活動を支援するとともに、地域に開かれた学習活動などを促進し、生涯学習の推進を図ることを目的としています。

1. 登録団体の基準

- (1) 公の機関その他団体の構成員（以下「構成員」という。）以外の者から団体の組織及び運営に関し具体的な発言指導又は干渉を受けることなくその構成、人事、活動、会計等について団体の構成員自らが行う団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に地域に開かれた社会教育に関する学習活動を行うことを主たる目的とし、事業の成果が期待できること。
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
 - ア 団体としての運営の規約を有すること。
 - イ 団体の代表者が区内に居住し、又は在勤していること。
 - ウ 団体の代表者がすでに登録をしている同一内容の活動を行う他の社会教育関係団体の代表者でないこと。
 - エ 団体の日常の活動人員が5名以上であること。
 - オ 構成員の7割以上が区内に居住し、又は在勤していること。
 - カ 活動に起因する対価により収益を得ることを目的とした構成員が含まれないこと。
 - キ 18歳未満の者又は高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、高等専門学校若しくは専修学校に通う18歳の者が団体の活動に参加する際は、当該者の保護者が当該者を構成員とした登録等について承諾していること。
 - ク 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者のみによって組織されている団体については、原則として、団体の活動の指導又は監督にあたる20歳以上の者が団体の代表者になっていること。
 - ケ 主な活動費に構成員からの会費等を充てていること。
- (4) (1) から (3) までの基準を満たしていても、次の行為を行う団体は登録できません。
 - ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為
 - イ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙における候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動
 - ウ 特定の宗教（教派、宗派、教団等）に関する活動
 - エ アからウまでのほか、中央区教育委員会が団体として不相当と認める行為



Mr.社教

中央区立社会教育会館

応援キャラクター 応援団長

※上記の基準から、塾や教室のように講師が中心となり月謝（会費）を徴収している等、会の運営が構成員以外に依存している団体、会社の研修を目的とするような団体等は認められません。

2. 登録した場合の特典（2～5については、希望団体のみ）

- 1 社会教育会館の予約が一般登録団体より早くできるほか、使用料が減額されます。（下記表のとおり）
- 2 区が開催する作品展やサークル発表会へ参加できます。
- 3 ホームページやサークルガイドブックへの掲載、社会教育会館内のチラシの掲示で団体の紹介ができます。
- 4 社会教育会館を活動場所とするときは、空きがある場合、会館のロッカーを利用できます。
- 5 年に1度、学習会への講師派遣を受けることができます。
（ただし、区の予算の範囲内です。詳しくは別紙「社会教育関係団体への講師派遣について」を参照下さい。）



	抽選受付	随時受付 (窓口、電話 インターネット)	使用料の減額
	社会教育関係登録団体	全団体	
洋室 和室 講習室 視聴覚室 料理教室 音楽室 美術工芸室 ギャラリー (展示利用以外)	インターネット抽選 ※中央区施設予約システムよりお申し込みください。 (抽選申込受付期間) 利用月2カ月前の毎月1日午前7時～ 10日午後9時 (1月は4日午前7時～10日午後9時)	利用月 1カ月前の 毎月2日 午後1時～ (1月は5日)	7割減額
ホール(フロア利用)	抽選会(来館のみ) ※利用希望の館でご参加ください。 利用月1カ月前の毎月1日(1月は4日) [月島] 午前9時～ [日本橋] 午前10時30分～		
ホール (舞台・客席利用) ギャラリー	抽選会(来館のみ) ※利用希望の館でご参加ください。 利用月6カ月前の毎月1日(1月は4日) [月島ホール、はるみギャラリー] 午前9時～ [日本橋ホール] 午前10時30分～	利用月 6カ月前の 毎月2日 午後1時～ (1月は5日)	利用希望の 各館へ お問い合わせ ください。

	抽選受付	随時受付 (窓口、電話 インターネット)	使用料の減額
	社会教育関係登録団体 築地社会教育会館体育施設利用団体	全団体	
屋内体育場	インターネット抽選 ※中央区施設予約システムよりお申し込みください。 (抽選申込受付期間) 利用月2カ月前の1日～15日	利用日 1カ月前の 毎月2日 午後1時～ (1月は5日)	なし

3. 登録の申請方法

団体代表者の本人確認書類(在勤の方は本人確認書類と勤務先が確認できる書類)を提示のうえ、下記1から7までの書類を提出してください(1ら5までは2部ずつ)。

1 社会教育関係団体登録申請書 【2部または2枚複写の申請書を1セット】

別紙「社会教育関係団体登録申請書 記入時の注意事項」を参照に記入してください。

2 活動計画書 【2部】

参考となる書式がありますので、それに準ずるものを提出してください。

3 団体規約(会則) 【2部】

団体規約(会則)は団体活動の基本となるものです。整備されていない場合は、規約の例を参考に、団体内で協議の上活動内容の実態に合わせて作成してください。



サークルちゃん

4 構成員名簿 【2部】

- ・名簿には、会員(構成員)を全員記載してください。
- ・役職名(会長・副会長・会計・書記等)、氏名、住所、電話番号、勤務先名称・所在地・電話番号、18歳未満の者は○印を記入してください(勤務先情報については区内在勤者のみ)。
- ・在住・在勤者の構成、年齢・男女構成と、団体が連合体の場合は傘下団体数を記入してください。
- ・名簿を規定の様式以外で提出する際は、会員構成欄等の漏れに注意してください。
- ・外部講師に指導を依頼している場合は、講師氏名・肩書きを記入してください。講師は構成員の人数に含めないでください。

5 社会教育関係登録団体アンケート 【2部】

サークルガイドブック・区ホームページへの団体紹介の掲載希望やロッカー利用の希望などの意向調査です。団体紹介を希望する場合は裏面の掲載原稿も記入してください。

6 中央区社会教育関係団体登録事項同意書 【1部】

登録基準及び社会教育会館の利用について確認、承諾の上、代表者の署名をお願いします。

7 中央区公共施設予約システムID・パスワード申請書 【1部】

インターネットで各社会教育会館の抽選申し込みや予約ができるようになります。利用者IDとパスワードを記入してください。

※ 上記1から7のほか、教育委員会が審査を行ううえで必要と認める場合は予算書、決算書等をご用意いただく場合があります。

※申請書類受付の際に、**団体代表者の本人確認書類(在勤の方は本人確認書類と勤務先が確認できる書類)**を提示いただきますので、あらかじめご用意ください。

(代表者のご本人確認をさせていただきますので、書類の提出には代表者ご本人がお越しくください。)

※申請内容に不正や虚偽の内容があった場合、登録を取り消させていただきます。

4. 登録の承認（登録証の交付）

審査の結果、登録を承認した団体に登録証を交付します。申請書に記載した受取場所で受け取ってください。交付の目安は、申請書類が不備なく整ってから2～3週間程度です。

5. 登録の有効期限

登録の有効期限は、2024年4月30日です。
その後登録を更新する場合の有効期間は、3年間です。



6. その他

- 1 登録後、団体の規約・代表者・活動内容・構成員等申請内容に変更があった場合は、その都度届け出てください。また、活動を停止したときは、必ず届け出てください。
- 2 登録証は社会教育会館の利用申請書提出時、抽選会参加時、窓口予約時、社会教育会館の使用料の支払い時（ただし、抽選会で予約したものを除く）に提示してください。
- 3 部屋のまた貸しは禁止されています。

※社会教育会館の申し込み方法や利用方法については各館へお問い合わせください。

7. 登録申請の受付場所および問い合わせ先

登録申請は下記の4カ所で受け付けていますが、なるべく普段利用する社会教育会館で手続きをお願いします。

・築地社会教育会館	所在地 築地4-15-1	電話 (3542) 4801
・日本橋社会教育会館	所在地 日本橋人形町1-1-17	電話 (3669) 2102
・月島社会教育会館	所在地 月島4-1-1	電話 (3531) 6367
・文化・生涯学習課生涯学習係（区役所8階）	所在地 築地1-1-1	電話 (3546) 5524



※ 収集した個人情報について、個人情報の漏えい・流出・不正利用がないよう適切な管理を行い、社会教育会館の指定管理者に社会教育関係団体の登録審査、非常時の緊急連絡、社会教育会館の管理・運営上に必要な範囲で提供し、その他には使用いたしません。

令和4年2月24日改訂